令和元年１１月７日

障がい者支援に関わる福祉関係者　各　位

障がい者支援に関わる行政関係者　各　位

長崎県弁護士会会員　各　位

高齢者等権利擁護委員会 　委員長　 伊　藤　　岳　■

（長崎障がい者司法福祉勉強会 県北地区担当）委　員　 竹　口　将　太■

長崎県弁護士会 障がい者寄り添い弁護士福祉版事業　　　　　　　　　　　　■

長崎障がい者司法福祉勉強会 県北地区 第２７回の開催について

冠　省　時下，益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

　さて，長崎県弁護士会・高齢者等権利擁護委員会では，現在，障がい者支援に関わっておられる福祉専門職の方々と弁護士との連携関係を強化し，障がい者支援の拡充を図るべく，「長崎障がい者司法福祉勉強会」を定期開催しております。

　今般，長崎障がい者司法福祉勉強会・**県北地区・第２７回の開催要領**を，下記のとおりに定めましたので，お知らせを致します。ご参加希望の方は，別添の参加申込書に所定の事項をご記入の上，令和元年１１月１８日（月）までに，県北地区担当・竹口宛てにＦＡＸにてお申込み下さい。宜しくお願い申し上げます（申込期限を過ぎても，できる限り受け付けます。）。

草　々

記

（勉 強 会）

　日 　 時：令和元年１１月２２日（金）午後７時～午後８時

　場 　 所：佐世保市 中央公民館 サンクル３番館 講座室**２**（佐世保市常盤町6-1）

　　　　　　三ヶ町商店街（アーケード）内、１階にエレナmini店舗在り

　内 　 容：未定（グループワークを行う予定）

資 料 代：１００円

（懇 親 会）

　日 　 時：同　日　午後８時３０分～

　場 　 所：やんちゃ坊主（佐世保市湊町５－１６）

　会 　 費：３５００円（税込み）

◇申込後のキャンセルについて：懇親会の参加申込後にキャンセルされる場合は，令和元年１１月２０日（水）までに，竹口・堀法律事務所 宛てにご連絡下さい（TEL: [0956-59-8640](javascript:void(0))）。**事前にご連絡なく欠席された場合には，後日，会費を徴収させて頂きますので，予めご了承下さい**。

県北地区担当者・弁 護 士 竹　口　将　太 宛

（ＦＡＸ：０９５６－５９－８６４１）　申込日：令和　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 長崎障がい者司法福祉勉強会・県北地区・第２７回 参加申込書 |

～ 申込期限：令和元年１１月１８日（月）まで～

※申込期限を過ぎてもできる限り受け付けます。

（□は，該当するものに☑をして下さい。）

|  |  |
| --- | --- |
| お 名 前  （ご職種） |  |
| □精神保健福祉士　□社会福祉士　□相談支援専門員　□弁護士  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 所属団体 | □長崎県精神保健福祉士協会　　　 □長崎県社会福祉士会  □長崎県相談支援専門員協会　　　 □長崎県弁護士会  □社会福祉協議会（　　　市・町） □行政【　　　 県・市・町】  □その他（　　　　　　　　　　） |
| 勤 務 先 |  |
| Ｔ Ｅ Ｌ |  |
| Ｆ Ａ Ｘ |  |

（※ご注意※）連携関係構築のために，上記情報を記載した参加者名簿を作成して，当日配布致しますので，名簿に記載しても差し支えのない情報をご記入下さい。

　　　　参加者名簿への記載が差し支える方は，その旨お申し出下さい（回答欄参照）。

【 回 答 欄 】

|  |
| --- |
| ◆県北地区勉強会（令和元年１１月２２日午後７時～）に  □参加する　・　□参加しない  　　　　◆県北地区の懇親会（同日午後８時３０分～）に  □参加する　・　□参加しない  　　　　◆勉強会当日に配布する参加者名簿への記載に  □同意する　・　□同意しない |
| （通信欄） |

【！勉強会・懇親会いずれも不参加の方の回答は不要！】